

福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任規則（平成二十年三月奈良県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項第四号中「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項第五号中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。